

「明日へ」

<序>

「俺はもう夢を見ない」先日、偶然にも虚ろなひとみを向けるある旧友に出会いました。物憂げで、正気を失った表情をしていました。以前の彼は、瞳を輝かせ私にこう熱く語りかけてくれました「医者になって人を助けることが夢なんだ」。そんな彼は家が貧しいため予備校には行けず、毎晩遅くまで机に噛り付いていました。しかし、彼はお金の問題で大学へ行くことを泣く泣く諦めたそうです。医者になるためには大学で学ぶ必要があります。つまり、彼は夢を叶えるための一歩すら歩みだせなかったのです！私は彼がただただ不憫でなりませんでしたー

「努力した人が報われる社会」、政府はこう提唱しています。しかし、本当にそうでしょうか？彼は努力がたりなかったために夢を諦めたのでしょうか？

たしかに努力をしなければ自分の運命を変えることはできません。しかし、生まれに恵まれた子供もいれば、努力さえもできない、努力しても無になってしまう子どももいるのです。

これは自己責任なののでしょうか？

その人の生まれは人それぞれ異なる偶然なものです。私たちが、今こうして何気なくこの場所にいることが必然だと、どうして言えるでしょう。何気なく大学に通い、何気なくサークル活動をする。これは恵まれた偶然の上に成り立っているのではないのでしょうか。現在の日本では人生のスタートラインにおいて、明らかなハンデを背負っている子どももいるのです。人生は有限です。どんなに努力したとしても、スタートにハンデがあるため到達点に大きく差が出ます！それは夢を絶たれることです。そのため絶望に陥ってしまうのです！だからこそ、努力ができる機会は担保されなくてはなりません。努力した結果ならやむを得ないとしても、その機会すら与えられていなければどうすることもできないのです。

現代は受けた教育により個人の人生が左右される社会でもあります。そこでは教育という機会の格差が、その後の人生という結果の格差に密接に結びついてしまうのです。たまたま生まれに恵まれられないというだけで、人生が決まってしまってもよいのでしょうか？もちろん否であります！だからこそ、望むものには教育を受ける機会が与えられねばならないのです。

本弁論の目的は、どんな家に生まれても勉強に専念できる環境を整えることであります！

<現状分析>

人生を左右するといっても過言ではない教育—しかし、生まれによってはその教育さえ満足に受けられない人もいる— この教育格差という問題についてご説明します。文部科学白書が指摘しているように、生まれた家庭の違いが費用と学力の二つの面で子供の進学に大きな影響を及ぼしています。

まず、費用の面から— 現在、学費だけでも私立大学で 600 万円、国公立大学でも 300 万円といずれも高い費用を必要とします。さらに、世帯年収に対する在学費用の割合をみてみます。すると、教育費の家計負担は年収 800 万円以上の家庭では 2 割であるのに対して、年収 300 万円未満の家庭では約 6 割となんと年収の半分以上を占めているのです！このため、日本経済新聞による調査では実に 7 割の高校生が費用の問題で進学を諦めているのです。このように、低所得世帯になればなるほど子供の教育費が家計に重くのしかかるのです！

次に、学力の面に関して— 進学するためには塾や予備校といった学校外での学習が重要になってきました。そこで学校外教育がどれほど学力に影響を及ぼしているかをみていきます。現在、学校外教育を受けている高校生と受けていない高校生の進学率は倍以上の差があるのです。また、文部科学省の調査によると学校外教育費支出と学力平均値には密接に関係します。学校外教育費が月 0 円である子供の学力平均点が約 30 点です。対して月 5 万円以上学校外教育に支出している家庭の子供は約 80 点と、2.5 倍の差があるのです！つまり、学校外教育にお金をかけられるかが子供の学力を左右するのです。しかし、学校外教育を受ける場合、平均年間 20 万円が必要となります。これが教育費の家計負担が 6 割を占める低所得世帯には大きな負担となってしまう、7 割もの家庭にとって負担となっているのです！

<原因分析>

では、なぜこのような問題が生じるのか— その原因として大きく二つが挙げられます。それは進学を後押しするべき制度が不十分であること、そして進学するためには学校外教育に頼らざるを得ないことです。

まず、一つ目の進学を後押しする制度が不十分であることについて— これには奨学金制度があげられます。奨学金とは、家庭環境に左右されずに勉学を推奨するためのものです。奨学金には、返還義務のない給付型と卒業後に返還義務の生じる貸与型の 2 種類があります。しかし、日本ではそのほとんどが貸与型の奨学金なのです。そのため、大学を卒業したときから数百万円の借金を負うこととなります。また、返還困難者の猶予期間が最長 10 年しかなく、返済期間を 3 カ月以上すぎた場合はブラックリストに登録されてしまいます。ブラックリストに入ってしまうとクレジットカードの使用やローンの申請が不可能となります。こうした点から、実に 8 割もの利用者が返済に不安を抱えているのです。奨

学金を返したくても返せない状況に陥る現在の制度設計が、大学進学を諦めざるを得ない状況をもたらしているのです！

次に、二つ目の進学するためには学校外教育に頼らざるを得ないことについて— 公立高校では学習指導要領に基づいて授業が行われます。そのため、ある調査では6割もの生徒が進学のために学校の授業では易しすぎると答えています。学校では生徒の要望を満たせないために学校外教育で補うしかないのです。

<政策>

以上を踏まえ、私は進学したいと思う子どもの希望を叶える機会を担保するため 2 点の政策を提言いたします！一つ目は奨学金制度の拡充、二つ目は学習塾や予備校などの費用の補助です。

まず、一つ目の奨学金の拡充について— 具体的には給付型奨学金の導入と奨学金の無利子化です。給付型奨学金は低所得世帯の子どもに返還義務のない奨学金を給付するものです。ただし、奨学金は返済されたお金を貸す仕組みであるため、低所得世帯のみとします。そこで、低所得世帯以外には利子のつかない奨学金を給付します。これによって、経済的な問題によらず、全ての人が能力によって挑戦をすることが可能になるのです。

次に、二つ目は学習塾や予備校などの費用の補助について— この政策は東京都で実施されているもので、学習塾などへの費用や大学等の受験にかかる費用を貸し、低所得世帯の子どもたちの支援を目的としたものです。具体的には一定以下の年収の世帯の子どもに対して塾・予備校などの費用年間 20 万円、受験料として 10 万 5 千円を貸し付けるものであり、さらに入学した場合は返済が免除されるというものです。

以上、二つの政策により、子どもたちの前に立ちはだかっていた壁を乗り越え、明日へ向かって歩むことができるのです！

<結>

教育を受けたその先に思い描く夢— それは人それぞれ異なります。しかし、その基盤となる教育—。それは、望む者には与えられなければならないのです！「人生の希望は勤勉が決める」これは中国のことわざです。人生は勤勉ではなく生まれで決まってはならないのです！

ご清聴ありがとうございました。